

Japan Interior Bottle Association インテリアボトル協会規約

第1条(会の目的)

Japan Interior Bottle Association(インテリアボトル協会)はインテリアボトルを作り資格を取得することのできる協会とし、インテリアボトルの認知度を上げることを目的とする。教材の提供や新たな技術の共有、フォローアップ講習などを行い協会に関わる講師や会員の活動の支援や社会貢献を行うことを目的とする。

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。

Japan Interior Bottle Association インテリアボトル協会

第3条(本部所在地)

この協会の本部を以下に置く。

〒576-0016 大阪府交野市星田7-48-5

株式会社 Atelier memi 内

第4条(会員)

当協会員は、他ハーバリウム協会の非会員であることを会員の条件とする。

第5条(協会の申込方法)

インテリアボトルハーバリウム講師資格を受講した方は、当協会公式ウェブサイトにある入会フォームにて明記の上申込みます。

協会本部から折り返し入会についてのご連絡を致します。

協会指定口座へ入会金年会費をお振込み下さい。(振込手数料は入会者が負担)後日協会より会員 No が送付され会員とみなされます。

第6条(会員管理と詳細の変更)

協会員は、協会本部にて管理されます。氏名・住所・連絡先(メールアドレス含む)の変更があった場合はすみやかに本部に連絡します。

第7条(資格の停止、強制退会)

協会は会員が以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、協会員資格を停止ないし取り消すこと(または協議)ができます。

- ① 協会員が本規約、または別途定めた各種規定に違反した場合。
- ② 協会員が著しく秩序や規律を乱したり、協会全体に断続的に迷惑をかけた、故意に不正な行為があった場合。
- ③ その他、協会が会員として不適切と判断した場合、前項に基づき当協会が協会員資格の停止または取り消したことにより、当該協会員に生じた不利益、損害について、当協会は一切の責任を負いません。

第8条(公開基準とモラル)

協会員は当協会内部事情や関連するすべてのウェブサイト上に公にされていない事項について、第三者(個人・団体・媒体問わず)などに情報を公開や口外することは、営利・非営利を問わず認めません。

第9条(トラブルと免責)

当協会員と第三者(個人・団体・媒体問わず)が起こしたトラブルについては、当事者間の問題として取扱い、協会ではその責任は負いません。

しかし、トラブルが生じた場合、問題の大小に関わらず、協会員は協会本部へすみやかに連絡することとします。協会本部または問題内容によっては協会全体で把握し再発防止に努める。協会は問題解決を約束するものではなく、協会員のサポートを適切に行ないます。

第10条(商標登録と著作権)

当協会が保持するウェブサイトには複製・流用・引用禁止の断り書きに加え、「インテリアボトル」は商標登録を出願中であるため、使用方法は徹底する。インテリアボトル協会員または協会認定校・認定講師であることも重ねて明記します。

当協会では、営利・非営利問わず、協会員である制作者のデザインを無断で引用・複製などをして制作された第三者の作品を、制作者に断りなく第三者自身の作品として制作者以外のウェブサイト上に掲載することは著作権の侵害と考えます。

第11条(役員)

この協会に以下の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
相談役	1名
役員	1名
監事	1名

第12条(役員任期)

役員任期は1年間とする。

第13条(会長)

会長は協会を代表し、円滑な運営に努める。副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

第14条(運営)

おおむね年1回の勉強会を開催する。重要事項については、役員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第15条(入会金および会費)

入会金を5,000円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。毎年入会月に更新費を納めるものとし、2ヶ月前から協会指定口座へ振込みにて更新手続きを取るものとする。入会月に更新費の確認が取れない場合は、自動的に会員削除となります。ご注意ください。なお、退会による返金はされません。

第16条(規約改正)

この規約は、役員の過半数の同意をもって改正することができる。

第17条(退会)

協会員は自己の自由な意思で随時退会できるものとし、退会に際しては協会所定の方法による退会の申請手続きを取るものとする。退会後は「インテリアボトル」の使用は出来ません。

なお、一度退会した場合、原則2年間、再入会はできないものとします。

認定講師の場合、2年後の再入会時には本部または出身校にて再度受講し(特別価格)その後、講師活動を再開するものとする。

第18条(協会認定校登録)

協会認定講師は認定証発行後、認定校として当協会公式ホームページで公開されるものとする。

附則

1.当協会の役員は次の会員とする。

会長	鍛冶 恵
副会長	泉谷 恵里奈
相談役	松本 美妙子
役員	岩崎 美紀
監事	松本 公一

2.この規約は2017(平成29)年6月19日から適用する。

3.2018(平成30)年1月1日より、本改訂版を施行する。